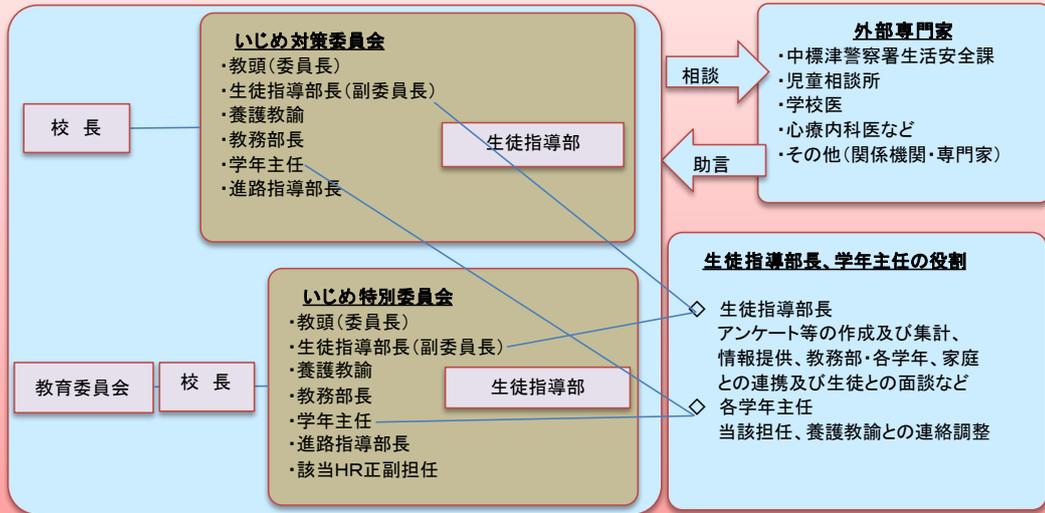


北海道標津高等学校いじめ対応方針

【方針】

生徒一人一人の充実した学校生活のため、いじめの「防止」、「早期発見」、「早期対応」、「早期解消」を組織的・計画的に行う。

【組織】・・・《いじめ対策委員会》・《いじめ特別委員会》



【業務】(分担及び計画)

開発的対策(学校教育目標及び各分業の重点目標から抜粋)

<p>学校教育目標</p> <p>社会の有為な形成者としての資質を養うため</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自らを啓発し、目的に向かってやり遂げる生徒 2 人を敬愛し、豊かな心を持つ生徒 3 心身とも健康で、正しく判断し行動できる生徒 	<p>校訓</p> <p>実践 躬行 己の行為を断行す。 仁 愛 恭 儉 己の言動を慎む 求 道 自 琢 真理を求め、努力して己の学徳をみがく</p>
<p>生徒指導部</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 気づきの心を持ち、謙虚な生徒を育成する。 ★ 良い挨拶ができ、仲間や学校に誇りを持つ生徒を育成する。 ★ 豊かな心を育むとともに、基礎的な体力を向上させる。 	
<p>進路指導部</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 社会で求められる人材を育成する。 ★ 保護者との連携を強化し、協力して指導する体制を作る。 ★ 外部機関との連携を強化する。 	<p>教務部</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 保護者や地域との交流を深め、学校教育への関心・理解を深める。
<p>生徒会指導部生徒会指導係</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 生徒会活動を通じて、生徒が相互に尊重し合う集団意識を体得できるよう支援する。 	<p>授業評価アンケート</p> <p><8月実施、全学年> <担当:教務部・全教員> ※ 授業の一層の充実と生徒の学力向上により、学校生活の充実を図る。</p>

予防的対策(生徒理解・早期発見)

- ☆ 入学時における中学校との連携(3月:1年生対象、生徒指導部・養護教諭)
新入生の高校生活や集団への適応を円滑に進めるための情報を得る。
- ☆ **入学・進級時における状況把握**
(4月:全学年、生徒指導部(校内担当、養護教諭、学年主任、家庭状況、健康状況(障がいを含む。))、友人関係等に係る情報を得る。(個人健康管理カード))
- ☆ 特別な支援を必要とする生徒のための個別の指導計画を作成する。
- ☆ **個人面談**(随時:HR担任・部活動顧問等)
学習、生活、進路等の課題とともに、友人関係の問題を聴き取り、生徒とともに解決策を考える。
- ☆ **保護者懇談**(随時:HR担任・部活動顧問等)
学習、生活、進路等に関する情報交換を行い、課題解決の支援のために協力する。
- ☆ **いじめに係る実態調査(5・9・11月)**:全学年、生徒指導部(校内担当・各担任))
道教委調査のほか9月に実施し、早期発見・早期対応・早期解消を図る。
- ☆ 被害生徒の心のケアを中心とする面談(生徒指導部・養護教諭)
事態の深刻化を止めるよう努める。

各HRで実施 → 各HR担任が集計 → 生徒指導部(校内担当)

生徒指導部長 → 教頭

学年主任 ↔ 該当HR担任

早期対応・早期解消(いじめの訴えがあった場合)

- ① 被害生徒、「見た(聞いた)」生徒に対する面談・・・<生徒指導部、当該HR担任>
- ☆ 必要に応じ、校外の関係機関と連携・・・<教頭>
- ② 被害生徒の保護者への報告と今後の見通し等の連絡・・・<当該学年主任>
- ③ 加害生徒等への面談(事実関係の調査)・・・<生徒指導部、当該HR担任>
- ④ 加害生徒の保護者への連絡・・・<当該学年主任>
- ⑤ 加害生徒に対する指導・・・<生徒指導部、当該学年>
- ⑥ 当該学年に対する指導・・・<当該学年主任>
- ⑦ 全校生徒に対する指導・・・<生徒指導部>
- ⑧ 被害生徒に対する心のケア・・・<生徒指導部・養護教諭>

検証・評価・研修

- ☆ 事例ごとに対応プロセスを振り返り、改善する。
- ☆ 年間を通して評価し、方針等を改善する。
- ☆ 校内研修会を開催し、対応力を向上させる。
<生徒指導部、教務部:前期期末考査期間>

いじめ対策基本方針
北海道標津高等学校学校
平成27年8月4日

本校におけるいじめを防止し、早期発見し、効果的に対応するために、「いじめ対策基本方針」を以下のように定める。

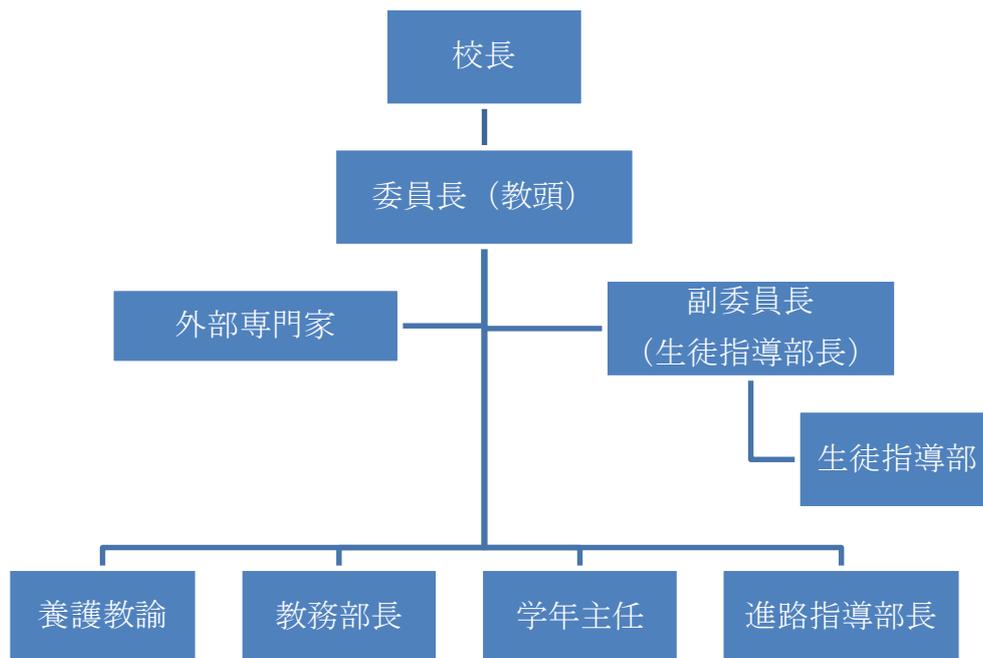
1 組織

校内に、いじめ対策のための組織「いじめ対策委員会」と、重大事態発生時の対応組織としての「いじめ特別委員会」を設ける。

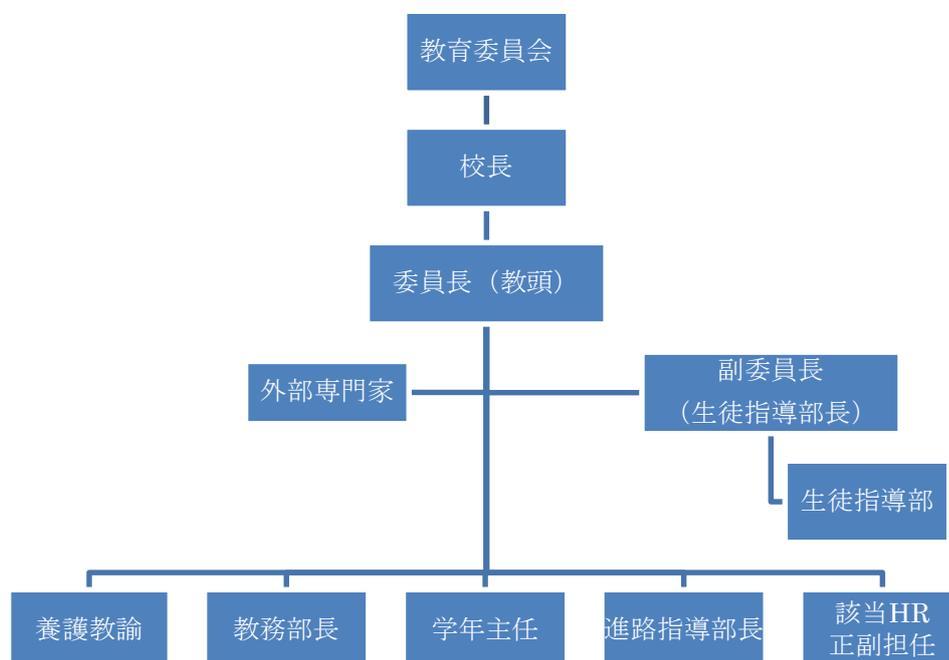
いじめ対策委員会は、いじめの防止、早期発見、事実確認、指導援助、関係機関との報告・調整、研修、評価を行う。

いじめ特別委員会は、重大事態発生の際、それに対する一切の対応を行う。

(1) いじめ対策委員会の構成



(2) いじめ特別委員会の構成



2 年間計画と評価

いじめ対策委員会は、以下の観点から、いじめ防止と早期発見のための年間計画を作成し、全職員で共有する。また、学期ごとに評価を行い、必要な場合計画を見直す。評価についても全職員で共有できる機会を設ける。

(1) いじめ防止

ア 全職員

- ・「いじめのない学校を目指している」ということをあらゆる機会に生徒に伝えるようにする。
- ・教師の言動が「いじめ」やいじめを助長することにならないように注意を払う。

イ 学年

- ・「いじめ」について LHR や学年の特別活動を計画する。

ウ 養護教諭

- ・「保健だより」や保健室での生徒との会話の中で、「命の大切さ」や「いじめのない学校づくり」を取り上げる。

エ 生徒指導部

- ・いじめ問題を研修会などで積極的に取り上げる。
- ・教育相談研究会など積極的な参加や各種機関との連携を進める。
- ・生徒会行事を「いじめのない学校づくり」の場とするように、生徒会役員と連携する。
- ・教育相談の機会を増やすよう努める。
- ・日常的な指導にも、「いじめのない学校づくり」を意識的に取り入れ、「生徒指導部だより」や全体指導にも生かす。

オ 教務部

- ・楽しく分かる授業実践のための研究の場を設ける。
- ・いじめ対策のための行事や LHR 設定に協力する。
- ・いじめについての校内研修を実施する。
- ・学校行事の場面に、「いじめ」を取り上げる。
- ・「学校便り」などで、本校のいじめ対応方針などを外部に情報発信する。
- ・学校評議員や後援会と連携する。

カ 進路指導部

- ・社会人としての関わりの中でいじめについて考えさせる機会を、進路講話、「進路だより」などで設ける。

キ 管理職

- ・全校集会等で「いじめ」について触れる。
- ・職員や生徒のいじめ防止のための取組を応援する。

(2) いじめ早期発見

ア 全職員

- ・生徒との信頼関係を構築し、生徒の変化を見逃さないようにする。
- ・生徒との雑談等で、悩みの把握に努める。

イ 学年

- ・個人面談など、教育相談の機会を増やす。
- ・「いじめアンケート」の効果的活用を図る。

ウ 養護教諭

- ・保健室での様子から、心配な生徒に声をかける。
- ・心配情報を担任と共有する。

エ 生徒指導部

- ・定期的に「いじめアンケート」を実施する。
- ・教育相談週間を設定する。
- ・電話相談など相談できる外部機関の情報を周知する。
- ・校内外巡視で異状の有無に気をつける。

オ 教務部

- ・授業中の様子、欠席や成績状況から、心配情報を集める。
- ・外部機関と連携し、心配情報の収集に努める。

カ 進路指導部

- ・「社会人として〈いじめを見たらどう対応すべきか〉」機会を見て指導する。

キ 管理職

- ・生徒、保護者、教員がいじめについて相談できる体制を整備する。
- ・教育相談の体制が適切に機能しているか、定期的に点検する。

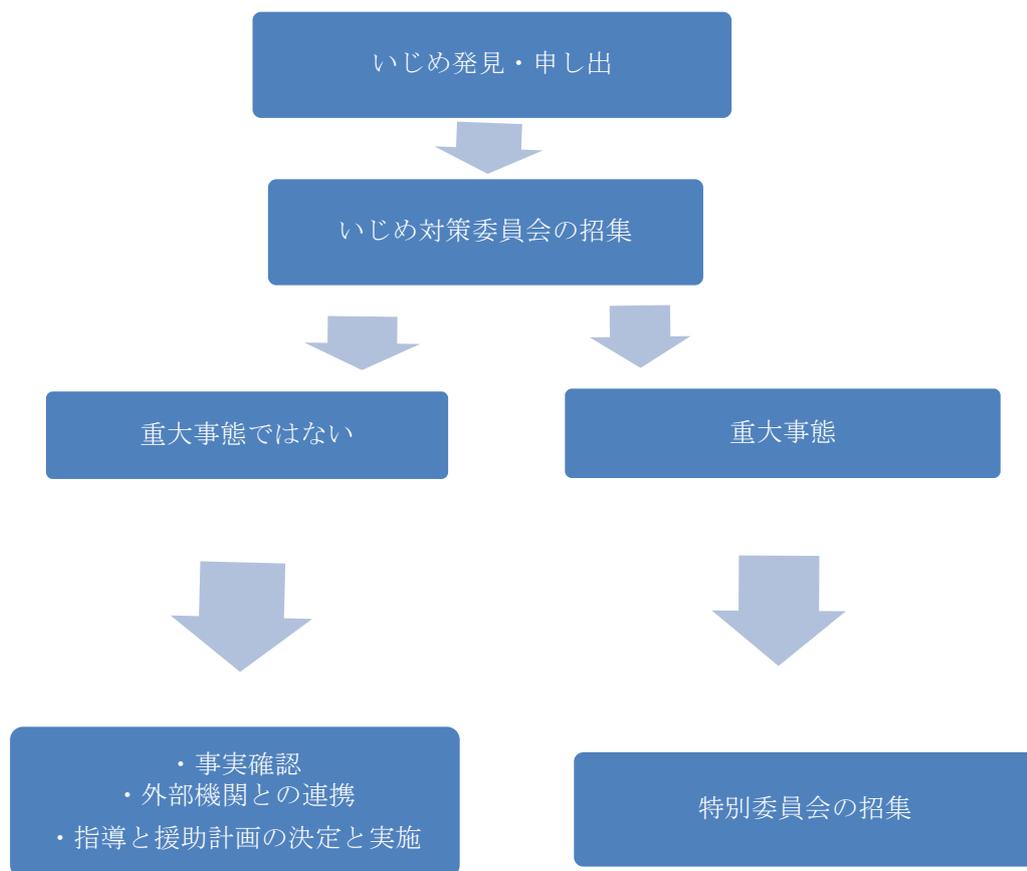
3 いじめ発生時の対応

いじめの発見や申し出（事実かどうかは関係ない）があった場合、職員はすぐに対策委員長に報告し、委員長はいじめ対策委員会を招集する。

いじめ対策委員会は、重大事態かどうかを判断し、重大事態と判断された場合は、委員長はいじめ特別委員会を招集し、全ては特別委員会が対応する。

いじめを発見した場合、全職員は以下の観点により対応し、いじめ対策委員会は、それぞれの役割を果たす。

いじめ発生時の対応について学期ごとに評価を行い、それを全職員で共有する機会を設ける。



(1) いじめ発見時の職員の対応

ア 全職員

- ・いじめやいじめと疑われる行為を発見した場合、直ちにそれをやめさせ、いじめ対策委員長（職員室）に報告する。
- ・生徒や保護者からいじめに関する情報があれば、真摯に受け止め、いじめ対策委員長に報告する。

イ 学年

- ・該当担任は、全情報を共有する。
- ・保護者と連携する。
- ・生徒に対する支援を計画し実行する。

ウ 養護教諭

- ・必要により生徒と面談を行い、事情把握に協力する。
- ・生徒の支援について学年と協力する。
- ・外部のカウンセラーや相談機関との連携を行う。

エ 管理職

- ・教育委員会など、外部機関への報告や対応を行う。

(2) いじめ対策委員会の業務

- ・事実確認 生徒指導部，学年団，養護教諭
- ・外部機関との連携 教頭，養護教諭
- ・指導援助の決定 委員会→職員会議
- ・保護者との連携 担任
- ・加害者指導援助 生徒指導部
- ・被害者指導援助 学年，養護教諭

4 重大事態発生時の対応

いじめ対策委員会で、発生したいじめが重大事態であると判断された場合は、委員長は、直ちにいじめ特別委員会を招集する。

重大事態の場合は、委員長は、すぐに教育委員会へ報告し、教育委員会の指示を受けて特別委員会が対応する。なお、重大事態の場合、調査主体が教育委員会になる場合と、学校がなる場合が想定される。

重大事態があった場合、特別委員会は、事後にその対応についての評価を行う。

(1) 教育委員会が調査主体の場合

ア 資料の提出など調査協力

- ・事実関係 生徒指導部，担任
- ・家庭状況 担任

イ 教育委員会の指示に基づく対応

- ・保護者との連携 担任
- ・加害者指導援助 生徒指導部
- ・被害者指導援助 学年，養護教諭
- ・外部機関との連携 教頭

(2) 学校が調査主体の場合

ア 調査

- ・事実関係の調査 生徒指導部，学年団，養護教諭
- ・生徒保護者への情報提供 担任，教頭
- ・教育委員会への報告 教頭

イ 教育委員会の指示に基づく対応

- ・保護者との連携 担任
- ・加害者指導援助 生徒指導部
- ・被害者指導援助 学年，養護教諭
- ・外部機関との連携 教頭

5 いじめ防止教育の年間計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年間指導計画を立て、学校全体でいじめの問題に取り組む。

	4月	5月	6月	7月
会議等	○いじめ対策委員会 ・指導方針の確認 ・指導計画 ・保護者向け啓発	○学校評議員会 ・指導方針確認 ・指導計画	○PTA役員会 ・指導方針確認 ・指導計画	
防止対策	○学級・学年づくり ○携帯マナー教室 ○特別教育相談週間	○教育相談週間	○いじめ調査	

	8月	9月	10月	11月
会議等				
防止対策	○学級・学年づくり ○人間関係づくり	○教育相談週間 ○いじめ調査		○教育相談週間 ○いじめ調査

	12月	1月	2月	3月
会議等	○PTA役員会 ・指導報告		○命を育む教育	○いじめ対策委員会 ・評価、改善 ・指導報告 ○学校評議員会 ・指導報告
防止対策	○教育相談週間	○学級・学年づくり ○人間関係づくり		○新入生事前指導

